

## あとがき

二〇二一年七月、田中史生氏を講師に招き、『日本書紀』と「帰化」の講演とトークセッションを企画し、同年十二月には眞保昌弘氏による「那須国造碑と地域支配の動向」と山口耕一氏の「古代下野における渡来文化」に関する講演とシンポジウムを実施しました。本書は、この二つの講演会と、新たに各方面からお寄せ頂いた論稿を加え、新羅郡と高麗郡の成立の問題や、日本と新羅との関係が悪化した時期と比較的良好な時期の問題をまとめたものです。ここでは、関連する論文をいくつか取り上げて「あとがき」とします。

田中論文は、主に『日本書紀』『続日本紀』における新羅人の渡来の動向や傾向を整理し、その特徴や実態について検討を加えたものである。『日本書紀』には朝鮮半島からの渡来記事がさまざまあるものの、新羅関係の記事が百済や高句麗に比べて少ないのは、中央での活躍の場が限定され、新羅出自を軸に氏族を形成し維持する環境が影響していたと想定する。ところが、天武朝以降になると新羅人の「漂着」「帰化」の記事が一気に増加するという。これは、百済滅亡後、亡命百済人の定着をはかった天武の時代に「帰化」の枠組みが成立し、天武・持統朝には筑紫大宰で渡来人を把握し、安置する管理体制が整備されたことによると指摘する。こうして「蕃客」とともに「帰化」の存在自体が天皇支配の正統性を示す重要な要素になると、新羅の渡来が広く留意されるようになり、天武期以降の『日

本書紀」に「帰化」や「漂着」「流着」記事が増加するという。八世紀以降も流来者は断続的に発生していたと考えられるが、大宝三年(七〇三)五月の流来新羅人を新羅使に付して帰国させて以降、宝龜五年(七七四)まで、「流来新羅人」の存在自体がみられなくなる。

ところが、藤原仲麻呂政権下の天平宝字二年(七五八)八月には、「帰化新羅僧二十二人、尼二人、男十九人、女二十一人を武蔵国の閑地に移して、始めて新羅郡を置く」という記事がみられる。これは移配の背景に新羅での天候異変を要因とする飢饉・疫病の深刻な蔓延があり、新羅人の渡来者が後を絶たない状態が生まれたことによるとみる。しかしこのことが、北部九州での新羅人の滞留数の増加を招き、対新羅関係が悪化するなか、そうした人々の本国への放却と東国移配を一気に進めたと説く。新羅郡の設置は、多数の新羅僧の「帰化」を強調することで日本の新羅に對する文明的優位性を示す意図があつたと指摘する。

荒井論文は、天平宝字二年、同四年の新羅郡に関する記事について、新日本古典文学大系の『続日本紀』と、それ以前から汎用されている新訂増補国史大系本『続日本紀』の文言を建郡の観点から比較検討を行ったもの。この中で新羅建郡記事の末尾にある「於是始置新羅郡焉」は、『続日本紀』が編纂された延暦年間(『続日本紀』編者の見解であり、天平宝字二年の文書、すなわち、『続日本紀』編纂時に用いられた原資料には「於是始置新羅郡焉」はなかつたと指摘する。また、渡来人に対しては、「戸令十六没落外蕃条」にみられるように、自活を促進・補助するのが本来であるが、新羅建郡時の新羅人には、「賦田受粟」は適用されなかつたと想定する。そのうえで、新羅郡内での考古学的成果も検討し、新羅郡の成立を天平宝字二年とするのは、『続日本紀』が編纂された延暦期の認識であり、天平宝字二年の時点では、武蔵国内の閑地に新羅人を移配したのみであり、郡としての実態はなかつたと重要な指摘をする。

また、武蔵国分寺出土の文字瓦に新羅郡を標記した文字瓦が出土しないことから、新羅郡が成立する天平宝字二年

(七五八)以前に、武蔵国分寺の主要建物は完成していたとする宮崎糺氏の主張以来、宮崎説を支持する考えは比較的多かった。しかし、天平宝字二年に新羅郡は成立していなかったことや、渡来人が帰化すると「賦役令十五没落外蕃条」により、十年間の課役免除があったことなどの荒井氏の指摘からは、天平宝字二年以前における武蔵国分寺の完成説は成立しないことになる。私も以前から新羅郡の文字瓦については、創建期はもとより、それ以後の道鏡政権時における天平神護二年(七六六)八月十八日付け太政官符にともなう武蔵国分寺七重塔の修理に関する文字瓦や、承和十二年(八四五)の塔再建にともなう荒久・八坂前築跡からも十八郡の文字瓦は出土するが、新羅郡の文字瓦は検出されていないことを確認していた。このことから十年間と定めた賦役令の規定よりも、仮想敵国民である新羅人を閑地に隔離した形で成立した新羅郡がもつ性格の方が、国家政策に関与することを避けた理由としては大きかったと考えられる。

一方、日本と新羅との関係が比較的良好な時期の論文として、那須国造碑を論じた眞保氏と新羅系土器を論じた山口氏の論がある。那須国造碑は、国造・評督を歴任した那須直葦提が庚子年(七〇〇)に死去し、意斯麻呂等により建立された墓碑である。新羅に系譜が求められる蓋首形態のこの墓碑には、唐(周)・新羅の年号である「永昌」が用いられ、仏教や儒教思想を含む文体には、高度な知識を有する新羅人の関与が指摘されている。

下野国における新羅人の移配記事は、持統元年(六八七)、同三年(六八九)、同四年(六九〇)の短い時期に集中する。このうち碑文にある「永昌」の年号を新羅国内で知りえたのは、持統四年二月に帰化した新羅人の五十人であり、このうち十二名を武蔵国に、それ以外の新羅人を下野国に移配したと今泉隆雄氏・眞保氏は指摘する。これらの中には新羅の官人や石工などが含まれ、この時の下野国内での移配先は、初期国府と想定される河内郡の西下谷田遺跡であったと考えられる。那須国造碑の碑文は、意斯麻呂等の願いにより、そうした官人の中から文章に優れた官人が選ばれ、碑の撰文に当たったと思われる。意斯麻呂は、那須郡内で競合する他氏族との差別化を図るため、国造・評督と

続く譜代性と新文化の導入を刻むことで、自らの支配の正統性を主張したと考えられる。

また、同じ時期の下野国南部域では、河内郡を中心に七世紀後半から八世紀中頃までの新羅系土器の出土が七遺跡におよび、福岡・大阪・奈良県に次いで四番目に多いという。山口氏はこれらの新羅関連記事や新羅系土器の出土に關し、大宰府に多数滞留した新羅人に対する対応として、淳仁天皇による天平宝字三年（七五九）の勅をあげるが、これは新羅との関係が悪化した時期での対応策であり、下野国への新羅人の移配記事や新羅系土器の中心の年代とは時期が少しずれるようである。むしろ、重見泰氏が指摘するように、下野国出土の新羅系土器は、献上品や貿易用の高級土器ではなく、甗・椀・杯・柄杓形土器などの生活必需品が多いことに着目すると、当初から日本への帰化を覚悟で来日した可能性が高い。しかも、彼らの中に新羅の官人が多く含まれていることは、先進的な仏教や儒教思想、さらに新たな漢字文化などを導入する目的で、日本側からアプローチした政策である可能性が高く、那須国造碑の建立はその副産物であったと思われる。その後、下野国河内郡に出自をもつ下毛野朝臣古麻呂が存在したのであろう。

「古代渡来文化研究」シリーズは、日本高麗浪漫学会の活動とともに、今後とも継続してまいりたいと考えておりますので、さらに、多くの方々のご支援を賜ることができましたら幸いです。最後となりましたが、本書の刊行に大きなご理解とご協力を賜りました高志書院の濱久年氏に心から御礼を申し上げ、感謝の意を表したいと思います。

令和五年三月吉日

日本高麗浪漫学会会長

須田 勉